

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正について

1 改正経緯

令和5年3月、内閣府では特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の設立認証や定款変更認証等の手続がオンラインで行えるよう「内閣府ウェブ報告システム」を構築し、運用を開始した。本県においても令和5年9月1日より利用を開始するため、特定非営利活動促進法施行条例施行規則（以下「規則」という。）について以下のとおり改正を行うこととした。

2 改正理由

- (1) NPO法人の設立認証や定款変更に際しては、特定非営利活動促進法第10条第2項により公表が必要とされている。現在、規則第3条第1項において、公表は県ウェブサイトで行うとしているが、内閣府ウェブ報告システムで公表できるようにするため、規則を改正する。
- (2) 内閣府ウェブ報告システムで設立完了等の届出を行う際に、登記事項証明書等の原本の添付が必要となる場合は、電子申請した上で原本のみ郵送等で提出することとなる。このように、一つの手続きに係る書類を電子申請と郵送等で分割する場合（いわゆる「部分オンライン」）は、その旨を規則に規定する必要があるため。

3 改正内容

別添新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和5年9月1日